

第4回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月5日（木）午後1時25分から午後3時05分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第172会議室

3 出席委員（24人）

2番	中村 滋	3番	箱田 裕史
4番	浦恩城 由子	5番	佐藤 勲
6番	寺崎 正親	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	13番	天田 晃
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志	25番	金井 政明

4 欠席委員（1人） 1番 清水 静枝

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	引田 めぐみ

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

- 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出受理について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出受理について
- 日程第 8 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 4 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、今井会長をお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号1番ですけれども、清水静枝委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。

皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号2番、中村滋委員及び議席番号23番、新井元委員の両名を指名いたします。続きまして、書記の任命ですけれども、事務局の清水主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和5年4月24日許可、高農委指令第1029号でございました。取消しを願出る理由につきましては、事業計画を見直したためとのことでございます。なお、こちらの案件につ

きましては、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書17ページ、議案第4号ナンバー19が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま許可取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

なさそうですね。それでは、異議がなければ、承認してもよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、養鶏業を営んでいるが申請地を買い受けて飼料畑を拡大したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は14件でございます。なお、この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから何かご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

この間、南部の事前協議でちょっと1件いろいろ質問、意見等がありましたけれども、その件に関しては、事務局ちょっと説明してくれる。

○事務局 今井会長がおっしゃっていた案件、8番と9番の案件になります。そこについての補足の説明ということでさせていただきます。先日の南部事前協議において、推進委員さんから、譲受人さんの圃場管理に問題がある、そういった指摘を受けました。指摘事項の詳細としては、耕作している田んぼ、そこに水田雑草というのですか、ヒエ等が発生して駆除されていないだとか、あと畦畔の除草がされていない。そういったものでした。申請については、先ほど説明があったとおり、3条調査書に記載のとおり許可要件は満たしていると考えられる案件なのですが、管理がされていない状態では、例えばそれを原因として病害虫が発生するだとか、また周辺農地への影響を考慮して会議終了後、委員さんからそういった指摘があったことを代理人さんにお伝えし、今後は注意するよう指導をしたところです。

本日、事務局が現地確認をさせていただきました。委員さんの指摘どおり、現地はそのような状況だったのですが、作業されている方がいて、畦畔の除草をしているところで、早急に対応していることは確認できましたので、申し添えます。

説明は以上になります。

○会長 今事務局、係長のほうから説明がございました。皆さんのほうから何かご意見等ありましたら、お願いします。

今の説明で、皆さん、事務局から指摘されたので、これからはきちんと管理すると思いますけれども。

その件に関してよろしいでしょうか。今回許可としてもいいですか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。では、それ以外のものに関して、この3条のこれ14件あります。特に質問等なければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の一時転用許可が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和5年10月22日から令和6年10月21日までの1年間でございます。

個別の資料での説明の前に、本申請地におけるこれまでの許可の状況を説明させていただきます。こちらは、平成27年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、当初はフキで営農を行うという計画でございましたが、3年間でフキがうまく根づかなかったため、平成30年の更新に際して作付作物を申請人の母の営農経験があるタマネギに変更し、1年間で許可を受けております。しかしながら、その後の更新時は栽培しているタマネギの生育状況が芳しくなく、収量が8割に満たなかったため、作付作物をジャガイモに変更しました。1年後の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかということで直近6年は全て1年間で許可となっております。今回は、その一時転用期間が完了するに当たり、農協と相談し、引き続き作付作物はジャガイモでの更新の申請となります。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1 審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒丸の箇所が申請地でございます。群馬県立公園群馬の森から東に約500メー

トルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒く塗られた箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、特別養護老人ホームや住宅があり、小集団の農地であることから、農地種別区別は第2種農地に該当すると思われます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが再び変わりまして、ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。図面中央の筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が雑種地、東側が農地と雑種地、南側が農地、西側は公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図、5枚目が支柱の図面でございます。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.76平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は49.14キロワットでございます。また、4枚目、5枚目の右下に太陽光パネルの立面図が掲載されております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2メートルで、このタイプの太陽光パネルは2.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目がジャガイモの植栽図となっております。本図面のとおり、作付をし、黒いマルチを使用する計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目がパネルの立面図の詳細となっております。参考までに御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降は営農計画書でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左にして御覧いただければと思います。下部の農地で栽培する作物につきましてはジャガイモでございます。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載のとおり、3月に植付けを行います。その後肥料を与え、適宜除草を行いながら6月に収穫する計画です。2年目以降につきましても、同様に行う予定でございます。

次に、利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては23年、そのうち本申請地に作付のジャガイモにつきましても、同様の経験がございます。

次のページを御覧ください。発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ジャガイモは半陰性の性質を持つため太陽光パネル下部にて日陰ができていても生育に支障はなく、隙間3分の1の空間よりジャガイモの生育に必要な太陽光が当たることから、影響がないと思われるかと伺っております。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高2.3メートル、間隔も2.5メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の

作物の平均的な単収でございますが、営農計画書に記載のとおりでございますが、地域の平均的な単収が10アール当たり2,500キロに対し、収穫実績は単収490キロでございます、単収の増減は40%でございます。今後は許可要件である8割を目指すものでございます。

次のページを御覧ください。作付作物であるジャガイモの品種、バレイショの資料でございます、最終ページが今年の6月5日時点の現地の写真でございます。こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいまナンバー1の事前調査の案件の説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回第3班になっております。ということで、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いします。

○19番福田委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と申請人の母、計2名の出席でした。

質問1 今回の営農計画について教えてください。

回答 前回に引き続き、ジャガイモを作付する予定です。

質問2 年2作にしてはどうですか。春植えと夏植えを行えば、単純に収量が増えて目標に近い数字になると思います。

回答 今年は間に合いませんが、来年になったら挑戦してみます。

質問3 6月の収穫後、緑肥作物のソルゴーを栽培してください。そして、粉碎して土作りをしてから夏作に取り組んでください。また、11月の収穫後には、緑肥作物のカラシナを栽培してください。圃場にすき込むことで土壌消毒がされ、連作障害への対策になります。収量を確保すること、収量を上げるための努力が必要になるので、よろしくお願いします。

回答 はい、分かりました。

質問4 夏作のタイミングが過ぎていますが、次回に備えてカラシナは栽培してください。連作障害への対策を講じることが収量の増加につながります。

回答 はい、分かりました。

質問5 収量の要件がクリアできるよう努力を惜しまず、いい結果が残せるよう頑張ってください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ありましたら、お受けいたします。

とにかく収量があまりにも少ないので、どう、何を植えたらいいか。今日、これだけの委員さんがそろっているのも、それから、こういうものを植えて栽培してみたらどうだなんて何か意見があったら、またお願いしますし、また、これ今事務局でちょっと説明の中にあったのですけれども、農地種別が2なのですね。

○事務局 2種です。

○会長 2種だよな。

○事務局 はい。

○会長 だから、本来であれば、普通に営農……太陽光は営農ではなくて、野立て太陽光ができるのですけれども、いろいろありまして、悩んだ末にまたこのようなことで申請をしてきたということ。一番最初は、これは1種農地だったんだっけ、そうだよな。それなので、青地と同じということなので営農型を始めたわけです。現在は周辺に介護施設が随分できまして2種農地になっております。だけれども、これは普通の太陽光にする前には、一回どうするの。これは更地にするの。

○事務局 そうですね、一時転用の案件になるので、期間が終わるタイミングには原則農地に復元する。そういった考え方です。

○会長 今の説明、分かりましたか。

○20番西山委員 復元といっても、営農型だから農地なんだ。

○事務局 支柱とパネルをどかすという話にはなります。支柱部分の一時転用なので、そこを農地に戻す、そういった解釈になってきてしまうのです。

○20番西山委員 終わった時点で、出し直しすれば大丈夫というわけにはいかないのか。

○事務局 原則、農水省だったり、群馬県のその通知に基づいて、要は支柱をどかして、またパネルも当然撤去して、農地に戻してから転用しなさいよという話にはなっているのですけれども。現実的に除却をして、もう一回申請して許可になる。結果的にはもう同じような話になってくるので、そこまで求めるのかどうかというのがやっぱり各農業委員会、全国の農業委員会の考え方次第ですか。必ずしも、そのようにはなっていないというのが現実だと思います。

また、今説明があったのですけれども、当初は1種農地でしたが、時間の経過とともに施設なんかができて2種農地になっているので、いろいろ状況を踏まえて総合的に判断していくのがいいのかなと個人的には思っております。

○20番西山委員 4年目か。

○事務局 平成二十……

○20番西山委員 27年だろう。

○事務局 ですね。

○事務局 8年ぐらいたちますか。

○会長 農地種別が農振地区とか、1種農地とか、それ以外にも変わった場合にはちょっと緩和してやってもらい。また、東京のほうへ、今月また都道府県の会長が来るので、また、そこでちょっと話出して聞いてみようかななんて思っているのですけれども。そういうことで、あれですか、これはジャガイモを植えるということなののですけれども、ジャガイモでまた1年、そういうことで、どうでしょう。1年でよろしいか、また何か植えてみてはどうですかという意見があったら、お願いします。

今日の質問の中で、こういうふうにしてソルゴーだとか、カラシナを植えてくださいって、班の一委員さんからいろいろ細かい指導がありました。ほかに皆さん何を植えたら。何を植えても駄目、何が駄目なのだろう。何が原因なのだか、ちょっと分からないのだけれども。

では、皆さんから声が出ないので、それでは、これは一時転用の期間、また1年でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。では、1年といたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 アパートの駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地367.28平米と一体利用の申請でございまして。

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地164.93平米と一体利用の申請でございまして。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして議案書17ページ、議案第4号ナンバー18が提出されております。

4番 畑として使用するため申請地に客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でございまして。こちらは一時転用の申請ですので転用期間が定められておりまして、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は3件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この4番は、田から畑にするのだろう、これは。

○事務局 はい、そうです。

○会長 そうだね。

○事務局 はい。

○会長 どうですか。皆さんから質問等がなければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5は事前調査案件となっておりまして、ナンバー1からナンバー5については関連する案件となっておりますので、一括して審議することといたします。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番から5番までは一体開発の関連案件でございますので、一括して説明をさせていただきます。

1番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて駐車場として整備し、貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、金融業を営んでいるが申請地を買い受けて新たに店舗及び事務所を建築したいという店舗及び事務所の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、金融業を営んでいるが申請地を借り受けて新たに店舗及び事務所を建築したいという店舗及び事務所の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1から5審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙を見開いて御覧ください。こちらが位置図でございます。図面中央の赤色で塗られた箇所が申請地ございまして、高崎市立国府小学校から南西に約1,200メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が公図の写しでございます。こちらも見開いて御覧ください。図面中央の灰色で塗られた箇所が1番の建売分譲住宅、黄色塗りの箇所が2番の貸露天駐車場、ピン

ク色で塗られた箇所が3番の建売分譲住宅、薄い緑色の箇所が4番、5番の店舗及び事務所でございまして、周囲は農地、公衆用道路、水路、雑種地、宅地に囲まれており、農地種別区分につきましては、農地、宅地、雑種地等が混在することから第2種農地であると考えられます。また、周辺農地は農振農用地でございまして、今回の申請地につきましては、令和5年4月に農振除外がされた除外地でございます。

1枚おめくりください。次が土地利用計画図となります。こちらも見開いて御覧ください。申請地北側の建売分譲住宅用地には51棟の住宅を建築する計画となっており、中央東寄り貸露天駐車場、その南に2階建ての店舗及び事務所、その西側が建売分譲住宅用地として8棟を建築する計画となっております。

雑排水につきましては、敷地内に道路を新設し、下水管を敷設し、そちらに排水いたします。また、雨水排水につきましては、道路側溝を設け、申請地南側の公園と記された場所に浸透式の貯留槽を設置し、そちらに集約し浸透する計画となっております。また、店舗、事務所用地につきましては、浸透式貯留槽を別に設けまして、敷地内の雨水につきましてはそちらで処理する計画とのごことでございます。造成につきましては、最大で90センチ程度盛土し、整地する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目以降が店舗及び事務所、建売分譲住宅の平面図及び立面図になります。こちらは参考までにご覧ください。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、11月より工事着手し、来年の5月に工事完了の予定と伺っております。なお、開発指導課の事前協議につきましては、現在協議中ではありますが、締結見込みであるとのことと伺っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、それでは、福田班長から報告をお願いします。

○19番福田委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請審議ナンバー1からナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は、代理人と設計者2名の出席でした。

質問 1 雨水は浸透式の貯留槽を 2 か所設置し、処理する計画のようですが、雑排水も含めた排水計画はどのようなになっていますか。

回答 雑排水については、申請地南側の敷地まで下水道が来ておりますので、計画道路に沿って下水道を敷設し放流する予定です。雨水排水については、道路に側溝を設置し、浸透式貯留槽につながる浸透処理する計画です。高崎市の基準に対し、余裕をもって設計しておりますので、公共の側溝に流れ込むことはなく、敷地内で浸透することができる計画です。

質問 2 一部農地が残ると思いますが、営農への支障はないですか。

回答 農地に宅地からの雨水排水が流れ込まないように、農業用水の側溝と雨水排水用の側溝を別に設ける計画です。申請地を管轄する水利組合や群馬支所建設課とも協議を行い、営農に支障が出ないように対応していきます。

質問3 造成についてはどのような計画ですか。

回答 造成中の山から発生する残土を約1万5,000立米運び込み造成する計画です。バイパス側から進入し、土を搬入しますが、進入路が狭いため、まずは道路の拡幅を行ってから造成を始める予定です。

質問4 貸露天駐車場の使用目的はどのようなものですか。

回答 貸露天駐車場は、南側にある店舗の従業員及びお客様駐車場として貸し出す予定です。また、今回建設する店舗兼事務所にも貸し出す計画です。将来的な話になりますが、建売分譲住宅の居住者の駐車場が不足した場合などに、貸出しができるように考えて整備していきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ご苦労さまでした。

調査班長の報告が終わりましたので、それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑を受けたいします。

この調査報告の見てもらって、これに関係する質問、また違う質問等ございましたらお願いいたします。とにかく、ここはどんどん開発される地区です。今回51軒の建て売りということで大分開発されるわけですけども。

皆さんのほうからどうですか。

この貸露天駐車場67台止められるという、そんな話もしていました。

質問ないでしょうか。

お願いします。ちょっと議席番号と氏名、お願いします。

○3 番箱田委員 3番の箱田です。造成の仕方、ちょっとお聞きしたいのですけれども、一般的に造成するときって接道で4メートルとかしなければいけないという話を聞いたことがあるのですけれども、この場合って接道というのは特にないのですけれども、どういう感じになっているのかはちょっとお聞きしたいのです。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 まず、今回、バイパスのほうから進入をする計画となっておりまして、現在ある道路が3メートル程度のものしかないのですが、そちらをまず9メートルの道路に拡幅をいたします。拡幅工事を行った後に、そちらから土砂を搬入いたしまして造成工事に入るということで、そのような計画として伺っております。

以上です。

○会長 今の説明。

○3 番箱田委員 その拡幅する道路というのは所有はどちらになるのですか。

○会長 事務局。

○事務局 こちらは、市の道路を払下げしまして、こちらの業者さんが使うような形で。多分その後、また、もう一回戻すようなことだと思うのですけれども。

○3 番箱田委員 では、最終的には市の道路になるのですか。

○事務局 そうですね、そのようになります。

○3 番箱田委員 はい、分かりました。

○会長 どちらにしても、ここを分譲して、この中の道路も、みんな市のほうへ提供するわけだね。

○事務局 そうですね、そのような計画で伺っております。

○会長 そうだね。

○15番塚越委員 隅切り、6メートルとか。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○25番金井委員 よろしいですか。25番の金井です。

○会長 はい、お願いします。

○25番金井委員 下水計画なのですけれども、これだけの面積がこうあると下水が結構増えると思うのですけれども、その流末処理のほうの関係で下水の計画に何か影響が出ないかどうか聞きたいのですけれども。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 すみません、下水の計画等になりますと開発のほうの審議案件、審査案件になると思うのですけれども、一応問題が出ないような計画で実施するということでは伺っておりまして、ちょっと詳しくはこちらではご説明ができないものになります。

○会長 だから、これは農業委員会ではなくて、開発のほうの審査ということで。こういうのは農地転用と開発許可と同時に審査するので。だから、私も開発のほうへ関わっているんで、また、どうい、あれだけ。

○25番金井委員 それは、ちゃんと問題なくやってもらうということだね。

○会長 はい。そうだね。

○事務局 そうですね、開発側の審議が通らないと農地転用の許可も下りないというような決まりになっていますので、どちらかが破綻しますと、両方許可という形になってございまして、一応こちら側としては、農地のほうの転用の審議を行っていただくような形になります。

○会長 開発許可が要るような議案に関しては、同時に審議するということになっております。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども。

○会長 はい。

○22番飯野委員 先ほどの道路の話に出たのですけれども、これを見ると公園ってありますよね。宅

地開発の中に。これ何平米ぐらいで、また、この公園の管理とか、そういうのはどちらなのですか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 開発許可の基準のほうで開発面積が3,000平米を超える場合には、その全体面積のうちの3%以上を緑地、もしくは公園として造成整備をするというのが開発の許可の条件となっております。今回、申請の資料の中では公園の面積は数字として確認できる資料はないのですが、全体面積のうちの3%以上の面積で取っているものと思われます。最終的な管轄につきましては、群馬地域ですので、群馬支所の建設課のほうに公園として帰属される計画になっていると思われます。

以上です。

○会長 今の答えというか、説明でよろしいでしょうか。

○22番飯野委員 はい。

○会長 ほかに。

○20番西山委員 では、ちょっといいですか。

○会長 お願いします。では、議席番号と……

○20番西山委員 20番の西山ですけれども、この造成する山から発生する残土1万5,000立米って書いてあるのですけれども、この1万5,000立米というのは、どこの山から持ってくるのか。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。今富岡のほうである企業が山を崩して造成を行っているそうです。そちらの山を切り崩した残土をこちらに運び込んで造成をするということで業者さんのほうから伺っております。

以上です。

○会長 今の説明でいいですか。

○20番西山委員 いいですよ。

○会長 いいですか。

ほかになければ、それでは、ナンバー1からナンバー5について許可相当として、これは面積が非常に大きいので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは……南部はどこまででしたか。

○事務局 22番までです。

○会長 では、そこまで一括説明してもらって、ちょっと休憩を入れたいと思います。

では、南部地区の説明をお願いします。今言った22番でお願いします。

○事務局

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は交換、既存の敷地が狭いため申請地を交換にて取得し駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございまして、山林97平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、経営している空手塾の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、住宅の建て替えを予定しているが接道要件を満たすために申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地1,563.66平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は売買、自宅への進入路が狭く車の出入りが困難なため隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地164.93平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました4条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー3が提出されております。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

20番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は17件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区のナンバー6から22、一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

質問はございませんでしょうか。なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、ここでちょっと休憩を入れて、その後北部地区に入ります。

お疲れさまでした。

休 憩

再 開

○会長 それでは、北部地区のこれより審議に入ります。北部は23から49まで。

それでは、事務局、北部地区の説明、お願いいたします。

○事務局

23番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが覆土材置場として申請地を借り受けて使用したいという覆土材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年10月23日から令和8年10月22日までの3年間でございます。

24番 契約内容は使用貸借、市道の改修工事に伴い申請地を借り受けて近隣住民の仮設駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年10月24日から令和6年3月23日までの5か月間でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、漬物製造業を営んでいるが農業用施設用地として使用している申請

地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、整備車を保管するための駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

46番 契約内容は売買、板金塗装業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域及び第2種住居地域でございます。

47番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

48番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて所有する柿園の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件は27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 終わりました。今、北部地区の議案ナンバー23から49までの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

今、事務局から集落接続ということが、集落接続とは何ぞやということで、新しい委員さん、今回初めて集落接続ということを知ったと思います。それなので、今回ちょっと新しい委員さんに分かるようにちょっと説明をしてくださいということでお願いをしておいたわけです。これからも、そういう集落接続って出てきますので。

どうでしょうか。

はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、ナンバー23です。

○会長 23。一番最初のね。

○25番金井委員 ええ、最初です。これは覆土材置場ということなのですが、覆土材というと、何か砂みたいなの、土みたいなのを置くのだと思うのですが、風があると飛びますよね。それで周りが田んぼとかなので、それ影響がないか。要はフェンスだとか、そういうものがしてある

のかどうかということ聞きたいのですけれども。

○会長 では、ちょっとお待ちください。今、事務局より説明しますから。

○事務局 金井委員さんからご質問いただいた点なのですけれども、周りにまず田んぼと畑、農地がないので、山に囲まれた申請地になります。

○会長 ちょっとこの写真。

○事務局 ちょっと分かりづらいです。

○会長 金井委員、分かる。この写真見て。

○25番金井委員 分かりますよ。

農地に、農地利用してやるというんだ。

○事務局 直接的に農地に影響があるかと言われると、農地に影響はないような場所にございます。

また、その農地の所有者も、今回の譲渡人さんの所有地でございまして、特段何か別の方の農地に迷惑をかけるというような場所ではないです。

以上になります。

○25番金井委員 分かりました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

今回、随分一般住宅の申請が多いです。どうですか。よければ、まず初めに、皆さんに聞きます。23番です。23番が面積が大きいのです。3,000平米以上は、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するということになっておりまして、これは9,000の上です。ということで、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取いたします。

そのほかの案件、議案についても許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

では、以上で議案のほうは終わります。それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで。

では、羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、こちらの4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほ

か22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、令和5年8月の総会において許可相当としていただいた案件です。また、2番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答のあった案件ですが、開発許可の手の遅れにより、それぞれ令和5年8月29日及び8月31日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、33ページの44番、そちらにつきましても、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、異存なしとの回答をいただいております。4条が13件、5条が29件、合計42件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和5年9月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 ただいま報告がございました。市街化区域の書類審査と、そんな関係の報告なのですけども。

それでは、その他ということで、事務局、何かございますでしょうか。

では、局長のほうからお願いします。

○事務局長 市役所のクールビズの期間が10月末までとなっておりますので、次回11月1日、事前協議以降は、男性の方はネクタイの着用を、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 それでは、皆さんのほうから何かなければ。

はい。

○25番金井委員 私も1年目なのでちょっと質問があるのですが、農地パトロールがあるではないですか。農地パトロールなのなのですが、農業委員のほうで一応パトロール、いろいろ調査したわけなのなのですが、これというのは、国のほうから調査費が来て、それで市のほうで一応計画立ててこれを行っているのだと思うのですが、本来ならば、市のほうで例えば委託業者に頼んでしまって、それで、その業者の方に調査してもらった結果って渡してもらったような形だと思うのですが、農業委員会がしている理由があるかなって、それを聞いたかったですけれども。

○会長 調査を委託させるというか。

○25番金井委員 そう、そう。金が安くなるとか、いろいろ、それが、こうあるかどうか分かりませ

んけれども、それをちょっと聞きたいなと思って。

○会長 これは、推進委員だ、農業委員の務めだって国のほうでは言っているのだけれども。

では、いいかな。

○事務局 特に国のほうからどこがやれというの、詳しいのは恐らく来ていないのですけれども、現状委託ってなりますと、正直言うと予算的な面もありまして、なかなかちょっとするのが難しいということで、長年、農業委員さん、推進委員さんのほうにお願いをしてやっていたいているというのが現状となっておりますので、ご協力お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○25番金井委員 あとは、もう一個は、区域の取り方なのですからけれども、私の区域は、吉井町なのですからけれども、市は、もう旧高崎市の区域も入っているのです。要は、そういうの区域の取り決めとかどうやっているかって、よく全然、そういう今までのこの。住んでいる地域なんて関係なく、それでこういう割り振ってあるというふうになっているのですけれども。それは、だから、国のほうからこうやれって来たのだから、それとも市のほうで、こういう区域の定めになっているのだから、その辺が聞きたかったのです。それで、できれば我々は住んでいる区域以外のことは分からないですよ、正直。だから、それも書いてあって。それで、私のあれには自分の区域のところは人がやるようになっているのですよ、一部は。

自分の区域のところのやつのが人がやるようになっているので、それは逆に、自分のところの区域のやつは自分でやりたいなと思っているので。その辺が、だから、ちょっと区域の取り方がおかしいなと思っているのですけれども、どうなのですか。

○会長 あれ、地図で1枚ものの、それで、ここまでって。

○25番金井委員 区域取りのですね。

○会長 区域取りの、そう、そう。そこは。

では、ちょっと、事務局。

○事務局 もちろん地域の担当の委員さんのほうでその地域をやるのが一番状況も分かっていますし、ベストだとは思っているのですけれども、先ほどお話もありましたその地図は、やはり四角くもう決まった地図になっておりまして、どうしてもそれをお配りしてやっていただくということになっていますので、その地図がちょうど、こう、うまいこと地区ごとに分かれているわけではありませんので、どうしても委員さんによっては、ご自身の地区以外の場所を、ここはもうやっていただくというのが出てきてしまうというのがあると思います。実際その場所、場所、例えば地図を交換し合ってやるということも可能ではないのですけれども、なかなか現実的にちょっと難しいということもありますので、委員さんのおっしゃっていることはもっともなのですが、今の状況ですと、またこのような状況でお願いする形になると思います。よろしくお願いいたします。

○25番金井委員 そうに言われてみては何とも言えないのですけれども。ただ、我々としてみると、自分の区域以外のところを人にやってもらって、そのところやつが図面ももらえないという話に

なると、そこへ何か、この前ちょっと質問したのですけれども、図面がないと分からなかったのですけれども、それで、またもらったのですけれども。本来であれば、自分の区域のところは全部把握したいと。それで、ほかの区域のところは、全然分からないところを行って調査しろというもの。そこのところの区域取りはそんなにその変えるのは難しいですかね。

○23番新井委員 金井さん、それは吉田委員と五十嵐委員さんと3人で相談してください、今の地域。

○25番金井委員 いや、いや、そうではなくて。

○23番新井委員 いや、それは、みんな同じですよ。我々もそうだし、全然地域、住んでいるところの以外も地図の四角の中の枠へ行っているから、それは、もう皆さん、みんな条件は同じだと思います。

○25番金井委員 でも、それは、だから、変えられないのかというところですよ。

○6番寺崎委員 タブレットになったらどうですか。タブレットになれば、ある程度。

○25番金井委員 今度タブレットができると思うのですけれども、どうですか。

○20番西山委員 地図が1枚あるのですけれども、うちのほうも榛名だけでも、下室田とか中室田、上室田ってあるのです。それで、私の地区は中室田なのだけでも、私のところに一部のこの地図の中には上室田も入っている。それで、中室田だけで範囲が終わったら、その残りは、ファイルになっているからファイルを取って、その地区にやってくださいってやればいいのです。別に全部そこへ入っているから、全部自分がしなくてはならないというものではない。だから、下室田のが、例えば吉井でも馬庭とかいろいろなところがあって、自分の担当区域が終わったら、その吉井の地区で何人かいる委員で相談をして、こっち側に違うところが、例えばこのこっちは私の区域でなかったら、そのところだけ自分でして、残りはこっち側の担当の人にやって。俺のところなんか、地図が9枚もくるのだけれども、実際には4枚ぐらいは上室田やったり、下室田やる。それで、自分で終わってから、やっと終わったなと思うと、ほかから、仲間からまたあと3枚来たりとかもあるから、それは吉井地区で話し合いをすればいいことであって、全部地図に入っているものを全部自分でする必要はない。だから、それはよく調整をすればいい。

○25番金井委員 うちのほうは、だから、要は旧吉井町が入っている。その区域のやつだったらいいのですけれども、旧高崎市の山名町のも入っているのです。

○20番西山委員 だから、それは山名の人、担当がいるわけだから、それは話をして山名の人にやってもらっても、それは構わないのだよ。それで、全部仕上げれば、その区域内ですればいいのだから。

○25番金井委員 そうにやる方法もあるのかもしれないのですけれども、できれば、市のほうで、このところは区域割りは……

○20番西山委員 事務局の説明のとおり、しっかり分けることが難しいところがあるから、結局その地図に写っているところは、例えばみんなそっち側に入ってしまう。だから、それは、もう

やりながらで、初めてだからあれだけれども、2年目、3年目になって、俺のところではないから、こっちやってくれないってやって、やってもらえばいいのだよ。その辺は臨機応変でいいと思うよ。入ったもの全部自分でするってなると、本当に知らないところだから。

○会長 いつでも知らないところばかり、自分は。どれだけ。何箇所も。

○20番西山委員 本当のところね。

○会長 もう懐中電灯持って行ったこと、1人で。それが当然だったのだけれども。
では、今の話はいいですね。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第4回農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時05分 閉会